

甲州市自然色ネット等購入補助金交付要綱

平成29年3月17日

告示第32号

改正 平成31年2月22日 告示第20号

令和2年10月21日 告示第162号

令和3年9月1日 告示第132号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市景観計画に則した市内の景観形成を推進していくために、周辺の景観に配慮した色彩のネット又はシートを購入し、設置した者に対し、予算の範囲内で自然色ネット等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自然色ネット」とは、ブラウン又はグレー系で周辺の景観になじむ違和感のない色彩からなる、防風・目隠し等の目的で使用されるネットをいう。

2 この要綱において「自然色シート」とは、ブラウン又はグレーベージュ系で周辺の景観になじむ違和感のない色彩からなる、防水・防風・防塵・目隠し等の目的で使用されるポリエチレン製のシートをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自然色ネット、自然色シート及びその他市長が補助金の交付対象として適当と認めるもの（以下「自然色ネット等」という。）を購入した者であって、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 自然色ネット等を市内に設置し、常に良好に維持管理できること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助金の交付申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自然色ネット等購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所位置図
- (2) 自然色ネット等購入見積書
- (3) 設置箇所写真
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、自然色ネット等の購入費の2分の1の額とし、3万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一年度において1世帯(団体)につき1回限りとする。

(補助金の決定通知)

第6条 市長は、第4条の規定により補助金の交付の申請があったときは、関係書類等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に自然色ネット等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請事項の変更等の承認)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定後、第4条に規定する申請事項に変更を生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、自然色ネット等購入補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を得なければならない。この場合において、市長は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(設置報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、自然色ネット等設置後、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までに、自然色ネット等設置報告書(様式第4号)に設置状況写真及び領収証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された設置報告書は、甲州市補助金等交付規則第6条の規定により提出された実績報告書とみなす。

(補助金支払)

第9条 市長は、前条第1項の規定により提出された設置報告書に基づき審査を行い、その報告の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自然色ネット等補助金交付額確定通知書(様式第

5号)により交付対象者に通知し、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段による承認又は決定を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年3月17日告示第32号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に購入したものに適用する。

附 則 (平成31年2月22日告示第20号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の年度分の甲州市自然色ネット等購入補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年10月21日告示第162号)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の年度分の甲州市自然色ネット等購入補助金については、なお従前の例による。

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

生年月日 _____

電話番号 _____

自然色ネット等購入補助金交付申請書

年度において甲州市自然色ネット等購入補助金の交付を受けたいので、甲州市自然色ネット等購入補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、補助金交付審査のため、私の税務資料を照会及び閲覧することに同意します。

1 補助金交付申請額 円

2 自然色ネット等設置土地の所在

※ 添付書類：設置箇所位置図、自然色ネット等購入見積書、設置箇所写真

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



自然色ネット等購入補助金交付決定通知書

年度において甲州市自然色ネット等購入補助金の交付については、次のとおり決定したので、甲州市自然色ネット等購入補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の目的及び内容

交付条件

- (1) 自然色ネット等購入補助金交付申請書事項に変更（軽微な変更を除く）が生じた場合は、自然色ネット等購入補助金交付変更等承認申請書を提出し、承認を受けること。
- (2) 設置が困難となった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。
- (3) その他の条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

自然色ネット等購入補助金交付変更等承認申請書

甲州市自然色ネット等購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付決定年月日
- 2 補助金交付決定通知番号
- 3 変更等の内容
- 4 変更後の交付申請額

※ 添付書類：設置箇所位置図、自然色ネット等見積書、設置箇所写真

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

報告者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

自然色ネット等設置報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり自然色ネット等の設置が完了いたしましたので、甲州市自然色ネット等購入補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 自然色ネット等設置土地の所在
- 2 自然色ネット等の購入額 円
- 3 補助金交付決定額 円

※ 添付資料：設置写真2枚（2方向から）、領収証

| | | | | | | | | | |
|-----|--------------|--------------------|--|--|--|--|--|----------|--|
| 振込先 | 金融機関 | 銀行・信用金庫 信用組合・農協 | | | | | | 支店 支所 | |
| | 口座種別 口座番号 | 普通・当座 | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | | |
| | 口座名義 | | | | | | | | |

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

甲州市長



自然色ネット等購入補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、甲州市自然色ネット等購入補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |